

矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

建設課

(趣旨)

第1条 木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強い安全なまちづくりの推進に寄与するため、木造住宅の耐震改修及び耐震建替えに要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、矢板市補助金等交付規則(平成14年矢板市規則第18号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 矢板市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第2条第1号に規定する木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 矢板市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (3) 補強計画 前号の耐震診断の結果に基づき一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会又は耐震診断士が策定する補強計画をいう。
- (4) 耐震診断士 矢板市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱第2条第3号に規定する建築士をいう。
- (5) 耐震改修 耐震診断の結果に基づいて行う、耐震構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を向上させるための木造住宅の補強等工事のうち、各階の必要保有耐力に対する各階の梁間方向又は桁行方向の耐力の割合が1.0未満であったものを、1.0以上にする工事をいう。
- (6) 耐震建替え 耐震診断の結果に基づき、総合評点が1.0未満であると診断

された住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに一戸建て住宅（以下「耐震建替え後の住宅」という。）を建築するものをいう。

- (7) 県産出材 「栃木県産出材証明制度」に基づき、栃木県内の森林から産出されたものであることが証明された木材をいう。

（補助対象住宅）

第3条 補助金の交付対象となる耐震改修又は耐震建替え（以下「耐震改修等」という。）を行う木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された木造住宅又は旧耐震基準で建築された木造住宅で同年6月1日以降に過半未満を増築した木造住宅
- (3) 木造2階建て以下の在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法により建築された一戸建ての木造住宅
- (4) 賃貸を目的としない木造住宅（矢板市空き家バンク実施要綱に基づき、賃貸として登録した物件は除く。）
- (5) 耐震改修等に着手していない木造住宅
- (6) 木造住宅が国又は地方公共団体等が行う移転補償に係る事業（以下「移転補償事業」という。）の対象となっている場合は、補助対象住宅とすることについて市長が必要があると認めた住宅
- (7) 第7条に規定する交付申請を行うときまでに補強計画を策定している住宅（耐震改修を行う場合に限る。）

2 耐震建替え後の住宅は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当

するものとする。

- (1) 建替え前の住宅に係る耐震診断の結果が判明する前に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認申請（以下「確認申請」という。）をしていないこと。
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定申請（以下「認定申請」という。）を行い、当該認定を受けた建築物（確認申請をしていない場合に限る。）である場合を除き、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）が交付されること。
- (3) 設計及び工事監理は、建築士が行っていること。
- (4) 補助対象住宅が移転補償に係る事業の対象になっている場合は、当該補償の内容が再築ではないこと。
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）を満たすこと。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の耐震診断を行い、その結果に基づいて耐震改修等を行う者
- (2) 補助対象住宅を所有（共有を含む。以下同じ。）する個人又は当該所有者の3親等以内の親族で当該耐震改修等事業に係る契約者となる者（耐震改修の場合は耐震改修後に当該補助対象住宅に居住する者に、耐震建替えの場合は耐震建替え後の住宅の所有者となる者に限る。次号において「親族」という。）
- (3) 国税、県税及び市税を滞納していない者（補助金の交付を受けようとする者が親族である場合は、当該補助対象住宅を所有する個人においても市税等の滞

納のない者に限る。)

(4) 本要綱による補助金の交付を受けたことがない者

(補助金の額)

第5条 耐震改修に対する補助金の額は、耐震改修に要する費用（耐震補強の対象とならない工事費用を除く。）の額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1,000,000円を限度とする。

2 耐震建替えに対する補助金の額は、耐震建替えにする費用（建替え前の住宅に係る住宅の用途に供している部分の床面積の合計に1㎡当たり22,500円を乗じて得た額を限度とする。）の額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とし、1,000,000円を限度とする。

3 耐震建替えにおいて、県産出材を構造材又は内装材として10㎡以上（住宅の用途に供する部分に限る）を使用する場合は、前項の額に100,000円を加算（以下「加算」という。）した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の付近見取図
- (2) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類の写し
- (3) 耐震診断結果報告書又はその写し
- (4) 耐震改修等の事業計画書
- (5) 耐震改修等に係る工事工程表

- (6) 耐震改修等に係る工事設計書（耐震改修後の耐震評点等を明確にしたものとし、耐震改修の対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの。）
- (7) 耐震改修等に要する費用の見積書の写し（耐震改修の対象とならない工事等を含む場合には、その区分が明確なもの。）
- (8) 国税、県税及び市税の完納証明書等
- (9) 申請者と補助対象住宅の所有者との関係が確認できる書類
- (10) 県産出材使用による加算を行う場合は、使用立米と使用箇所が確認できる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が耐震診断と同じ年度においてこの要綱による補助金の交付を申請する場合は、前項第3号及び第8号に規定する書類の添付は不要とする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類を審査し、内容が適正であると認めて補助金の交付を決定したときは矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは矢板市木造住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定による申請内容を変更しようとするときは、矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付変更申請書（別記様式第4号）に変更内容を証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認するときは矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付変更承認通知書（別記様式

第5号)により、承認しないときは矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付変更不承認通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

- 3 交付決定者は、耐震改修等を取りやめようとするときは、矢板市木造住宅耐震改修等中止届出書(別記様式第7号)により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請又は前項の規定による届出があったときは、補助金の額を変更し、又は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(耐震改修等工事の着手)

第9条 交付決定者は、矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付決定通知書を受けたときは、当該通知書を受け取った日から60日以内に耐震改修等工事に着手するものとする。

(耐震改修等工事の完了報告)

第10条 交付決定者は、耐震改修等に係る工事が完了したときは、速やかに矢板市木造住宅耐震改修等完了報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修等事業費内訳書
- (2) 耐震改修後の耐震評点結果のわかるもの及び補強計画書
- (3) 耐震改修等に係る契約書及び領収書の写し(耐震建替えを行う場合は、既存住宅の除去に係る契約書及び領収書も添付する。)
- (4) 耐震改修等に係る工事状況写真(施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工完了の写真。なお、県産出材使用による加算にあたっては、上棟後など木材使用状況が確認できる全景写真。)
- (5) 建替え後の住宅に係る検査済証の写し、確認申請を要しない建物の場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第20条第3項の規定による工事監理状況報告書の写し

(6) 工事完了時において、建替え後の住宅が省エネ基準を満たすことが確認できる書類（耐震建替えを行う場合に限る。）

(7) 県産出材使用による加算にあたっては、県産出材の出荷証明書の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、矢板市木造住宅耐震改修等補助金額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、矢板市木造住宅耐震改修等補助金交付請求書（別記様式第10号）に、矢板市木造住宅耐震改修等補助金額確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができ、当該取消しに係る補助金の返還を矢板市木造住宅耐震改修等交付決定取消通知書（別記様式第11号。以下「通知書」という。）により命ずることができる。

(1) この要綱に違反する事実があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、同項の通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。